平成２９年（フ）第７４号
福岡県久留米市宮ノ陣町大杜218番地
破産者　横山　義明
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１６号
岩手県久慈市大川目町第２地割３番地19　ティーメゾンＡ、前住所岩手県久慈市大沢第９地割42番地２
破産者　碁石　祐三
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第３２０号
名古屋市守山区吉根１丁目1907番地　（コンフォールＳ203号）、前住所岐阜県高山市昭和町３丁目76番地７
破産者　永家　雅司
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３２１号
名古屋市守山区吉根１丁目1907番地　（コンフォールＳ203号）、前住所岐阜県高山市昭和町３丁目76番地７
破産者　永家さよ子
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３５号
滋賀県長浜市八島町538番地
破産者　金森　　啓
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
青森県上北郡六ヶ所村大字泊字六角52番地
破産者　古川　一夫
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５０７号
川崎市幸区鹿島田２丁目10番27―303号　レベント新川崎
破産者　中村　幸治
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８２号
石川県白山市道法寺町ニ20番地10、住民票上の住所（従前の住所）石川県白山市源兵島町1338番地22（従前々の住所）石川県小松市金平町ヲ80番地・ヲ81番地
破産者　三上　竜人
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３９号
京都市北区上賀茂岡本町55番地の13
破産者　佐川　永徳
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６２号
東京都目黒区八雲５丁目１番２号
破産者　蔡　　明惠
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第７３８号
大阪府吹田市佐井寺２丁目21―18　メゾンド・ロイヤル203号室、住民票上の住所大阪府高槻市大蔵司２丁目３番26号、住民票上の前住所大阪府茨木市豊原町５番33―207号
破産者　江藤　茂利
1　破産債権の届出期間　平成30年６月27日まで
2　一般調査期日　平成30年７月23日午後２時30分
平成30年５月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８０号
広島市中区東千田町１丁目２―22―101号、住民票上の住所広島市中区東千田町１丁目２番23―101号（申立時の住民票上の住所）新潟市中央区明石１丁目６番15号　Ｂｌｉｓｓ1615　501号
破産者　下嶋　敏樹
1　破産債権の届出期間　平成30年６月27日まで
2　一般調査期日　平成30年８月24日午前10時
平成30年５月28日
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２０号
埼玉県熊谷市善ヶ島203番地、旧住所埼玉県さいたま市大宮区下町２丁目16番地２　コートプラザ大宮205号
破産者　高島　　朗
1　破産債権の届出期間　平成30年６月29日まで
2　一般調査期日　平成30年７月24日午後３時20分
平成30年５月29日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第３７号
沖縄県那覇市古波蔵４丁目13番27号介護付有料老人ホームレイクビュー
破産者　中村　光男
1　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
2　一般調査期日　平成30年８月７日午後２時
平成30年５月29日
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１７号
沖縄県宜野湾市真栄原３丁目７番11号　願寿苑（がじまる）
破産者　宮里　安義
1　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
2　一般調査期日　平成30年８月20日午後１時30分
平成30年５月30日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第７２号
兵庫県豊岡市瀬戸110番地の４
破産者　大江　洋子（旧姓朝野）
1　破産債権の届出期間　平成30年７月10日まで
2　一般調査期日　平成30年９月４日午後４時40分
平成30年５月29日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
山形県寒河江市字道生186番地、開始決定時の住所山形県寒河江市石持町１番28―106号　ロイヤルヒルズ
破産者　土田　俊徳
1　破産債権の届出期間　平成30年７月30日まで
2　一般調査期日　平成30年８月23日午後３時20分
平成30年５月29日　　山形地方裁判所民事部